

筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会

9条の会 ニュース No.34 2013年 4月 発行

〒300-2667 つくば市中別府591-7

電話/Fax 029-847-3884

<http://peace.arrow.jp/tsc/>

「第14回講演と対話のつどいのお知らせ」(入場無料、どなたでも参加出来ます)

“憲法の危機に、どのように立ち向かうか”

日 時：4月21日(日) 13時30分～16時30分 (13時開場)

会 場：小野川交流センター 1階会議室

自民党は天皇の元首化、9条の放棄、基本的人権の制限等、いわば明治憲法回帰への途をはっきりと示しています。「安倍改憲政権」が復活して4ヶ月、早くも武器輸出三原則の大幅緩和に踏み出し、TPP参加を決定し、原子炉再稼働を表明しています。このような状況下で当会は、現状の分析と問題点、課題と対応について広く議論を展開する場を提供するために、対話を中心にした「第14回講演と対話のつどい」を開くことにしました。

集会では「安倍政権の成立と改憲の危機」と題する基調講演と、活発な討論を導入するために、6名のパネリストの方々に、それぞれ10分程度の報告をお願いしました。皆様の積極的な参加を期待します。

プログラム

13:30 開会挨拶 山本千秋氏

13:35 基調報告 緒方章宏氏(荏崎9条の会)

14:05 パネリスト報告 司会 福本貞義氏

長田満江氏(憲法9条の会つくば)、本間博幸氏、中村一氏(KEK九条の会)、

小滝豊美氏(学研労協)、碓井雄一氏(産総研平和の会)、澤田紀一氏(研学9条の会)

15:05 休憩

15:15 事務局からのお願い

15:20 全体討論

16:25 閉会挨拶 武田潔氏

主催：筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会

特集「今、憲法を思う」

憲法への想い

2013年2月 高松邦夫

1. はじめに

いま記憶の底を浚うかのようにして思い出そうとするが、大学で憲法の講義がありながら、憲法を如何に学んだか、記憶からまるっきり消え去っている。高校で憲法を学んだ記憶はない。かほどに、国家の規範としての憲法が我々の生活を守っているという意識が希薄であった。国民学校5年生で戦争の終結を迎え、翌年には「新憲

法」草案が公布されていたのであるが。しかし、出来たての新学制の申し子として、男女共学を謳歌し、戦後民主主義を体で受け止めていた。奉安殿に最敬礼することも必要がなくなり、新制中学生は生き生きとして缶けりかくれんぼう遊びで窓ガラスの破れた講堂・教室中を駆け回っていた。ホームルームの時間を設置するよう、しかるべきところから指示されてきたが、社会科の先生方もどのように運用すべきか戸惑うばかりで、生徒と一緒にホームルーム実習の講習会に出かけていた始末であった。

闇市がないと一般社会生活が成り立たなかった当時の状況で、子供心にも自分自身の足で立たなければならないことを、その頃から学んでいたのかもしれない。

憲法施行に先行して、既に、婦人参政権の下で総選挙が行われていた。ポツダム宣言受諾・無条件降伏後すぐに、治安維持法廃止・農地改革令・労働組合法公布があり、不在地主解体、組合結成が急速に進展した。他方で、極東軍事裁判が開かれ、戦争犯罪裁者が裁かれた。占領軍による米国主導の一方的な裁判には国内・国際的に種々の評価があるが、裁判が日本国民（人民）の名で為されなかったこと、そして裁かれる人の中に天皇の名がなかったことは戦後の歴史に大きく影を落とした。天皇の「人間宣言」は子供心に不思議な出来事であった。ただ、神話の否定がそのままの認識になったかと思えた。先に記した男女平等の総選挙は、大人たちに戸惑いを与えながら、しかし確実に、女性の地位を確かなものに高めた。戦争の惨禍を体験したあと、このような状況下で発布された、“新憲法”を、戦争の否定と人間性の復活として、極めて当然のものとして受けとめた。天皇条項に違和感を残しながらも、主権在民、戦争放棄、言論と学問・思想の自由を含めた基本的人権の諸条項を国の規範として自らのものとしていった。それらと並んで、教育基本法とその下における教育委員会の設置が子供を持つ親にとって新しいものであった。更に、地方自治の概念が、全く新しいものであった。

2. 地方自治

地方自治に関わって、京都府知事・蜷川虎三は、庁舎に「憲法を暮らしの中に生かそう」と垂れ幕を下げた。また、教育行政で受験戦争に苦しむ子供を救い、「15の春を泣かせない」という名言を吐いたのが心に焼きついている。東京都知事を三期務めた美濃部亮吉は老人医療無料化・福祉政策と共に、公害対策を掲げ、奇妙にも聞こえる『ゴミ戦争』を唱え、急速に成長する都市消費経済がもたらすものに警鐘を鳴らした。地方自治の本旨に基づいた諸施政が記憶される。今は既に昔の話になったが、教育委員会委員長が公選であった。それは地方自治体における教育行政の根幹の役割を担っていた。また、警察組織が現警察法の下に一本化されている今、完全に忘れ去られてしまったことに、嘗て、警察組織が国家地方警察と自治体警察の二本立てになっていた時期がある。地域の治安を守る地方警察が基本であった。“新警察法”で中央のコントロールが行き届く国家警察一本に統合した（1954年）。本来の地方自治、そして民主主義がなし崩しに、そして、サンフランシスコ単独講和条約、それに続く日米安全保障条約締結(1952年)の後を追って急速に、犯されていった。

3. 自衛隊

警察予備隊という名の警察ではない戦闘部隊の新設強行(1950年)は日本国反動化の魁であった。その後、全面講和の全国民主主義を押し潰し米国と単独講和条約を締結し、秘密に近いやり方で日米安保条約締結した吉田首相は、その警察予備隊を保安隊と改名・改編(1952年)、矢継ぎ早に、終には陸・海・空“軍”を擁する自衛隊に改組(1954年)発足させた。先に述べた新警察法成立がこれと並行している。総理府に間借りしていた防衛庁は、ついこの間(2007年)自民党政権の下、防衛省に昇格したことは記憶に新しい。最近(2013年2月1日)、安倍首相は国会答弁で「自衛隊は国内で軍隊ではありませんが、国際法条は軍隊として扱われております。このような矛盾を実態に合わせて解消することが必要であると思います」と言っていた。 “盗人猛々し”とはこの際に与える言葉であろう。憲法を擁護しなければならない首相の言葉であってはならない。永い自民党政権下、憲法違反のごまかしの既成事実を積み上げ、自衛隊を創設・育成してきた行為が断固糾弾されるべきである。一般商業新聞には、しかし、この首相発言を批判する言はおろか論評の一言もない。日本国憲法の下で、極めて憂慮すべき事態がまかり通っている。自民党及び安倍首相はその上で、集団的自衛権行使が可能でなければならない、すなわち、自衛隊を海外で戦える名実ともに備わった軍隊にしなければならないと主張している。安倍首相等現政界の指導者は概ね戦前・戦中の世代でなく、夙に、それらの政治を知らないことを看板にしながら、裏面で戦前への回帰を図っている。石原前都知事はあからさまに戦前への復帰を唱えている。石原慎太郎は戦前・戦中を知る世代に属する。政治家の歴史認識の欠落が真に恐ろしく思われる。そのような政治家を首相あるいは都知事に選んだ国民あるいは都民の考えも、真に、問われる所以である。

なし崩しに憲法違反の行為が横行する中、自衛隊が直接戦闘・殺人行為をする集団になることを、憲法第九条がなんとか食い止めて来た。第九条の歯止めが決定的である。同時に、憲法が基本的人権を守る砦となってきた。

4. 再び地方自治と民主主義

石原前都知事に憧れ、同調するかの振りを示す橋下市長が、関西にあって維新の会を根城に、道州制に固執している。新自由主義経済旗印の下、関西の経済的基盤浮上を目指し、関西財界の茶坊主・先導役を勤めようとしているが、他方で、橋下はその政治的意図を顕に示し、道州制を以て日本国改変の槌に擬している。橋本にあっては地方自治が壊滅している。かつて米国の民主主義をつぶさに観察したトックヴィルの言として“地方自治は

民主主義の小学校である”との言葉が流布している。この言葉の真意を杉村正敏氏から学んだ。「…、『地方自治は民主主義の小学校』といわれる。『地方団体のなかにこそ、自由な人民の力が宿る。地方自治制が自由に対して持つ関係は、小学校が学問に対して持つ関係と同じである。』というトゥクヴィルの言葉に由来する。…。わたしも、国民が憲法を制定するに当たって、『地方自治』の章をもうけたのは、地方自治の確立こそ、国政全般の民主化の基礎であると考えたからであると思う。」

（「憲法と住民自治—杉村正敏くらしと地方自治を語る—」（川口是編 文理閣 1978年3月刊）。地方自治に於いて民主主義の要諦が全て具現されている、直接民主主義を体現する地方自治を損ねて本来の民主主義は実現されない。米国のように州の独立性から出発した合衆国の経験がない日本国において、道州制が採られれば、たちまちその弊害、中央政府の容易な統制の下、市民の意向が踏みにじられる。住民の意向に沿った政治は、「国益」のために容易に踏みにじられる。普天間基地撤去・オスプレイ配備阻止の運動が道州制の下で如何に闘われるか考えれば判る。沖縄の人たちの闘いが住民自治の砦から発し、国家権力に対する不屈の闘いであることを、改めて、知る。橋下知事は現行の大阪市・府政のもとにおいて、首長のもとに権力の集中を強く願っている。その人が道州制の熱心な推進者であることがその弊害の全てを物語る。

5. 明治憲法への回帰

次の三冊の解説・啓蒙書が、憲法の条文とともに、憲法を学ぶよい手引きとなっている。憲法問題研究会編「憲法を生かすもの」1961年（大内兵衛・恒藤恭・我妻栄他）、恒藤恭「憲法問題」1964年、宮沢俊義「憲法講話」1967年。ともに岩波新書版である。新憲法に関わった基本的なことがらについて、その成立前後の国民の対応と憲法公布から数年の間、そして1950年後半既に“改憲”を目指して立ち上げられた「憲法調査会」（1957年）発足前後から60年安保の時期までの議論の様子が当時の専門家・識者によって丁寧に論じられていて、いろいろと教えられる。新憲法を擁護する護憲運動が対峙しその後の政治の大きな流れを創った前史が理解できる。50年余を経て今も新しい。自民党が“集大成”の形で憲法改正草案を提出した。先に述べたように、明治憲法への回帰が改正案の本質である。1957年の憲法調査会は真っ先に新憲法の成立過程—自主/押しつけ—を問題にした。恒藤恭はこれに応え、唱えられた改憲の中心的な関心が天皇制復古、戦争放棄を定めた第九条廃棄、あるいは基本的人権制限にあることを指摘して、改正の本質の問題が成立過程にはないことを明快に説いている。その上で、提起された問題は、論理の整合性から、

「現憲法を維持すべきか、明治憲法を復活すべきか」二者択一の形で問題を提起すべきものであると指摘している。

天皇制への復古・戦える軍隊の保持・徴兵制の施行・基本的人権の制限、50年の間執拗に追いつけた“改正”の突破口として、改正手続きの閾を低くすることから始めることを自民・安倍首相が明けすけに語っている。憲法を蔑ろにするあまりにも姑息で悪質な手口である。断じて許せない。

6. 自衛隊と米軍駐留

日米安全保障条約が日本国憲法を犯している最たるものである。この上に、自衛隊の海外派兵が築かれて来た。国連のお墨付きをかざしたPKOへの参加は憲法違反である。安倍首相が行った自衛隊事実上軍隊説はこれらの上に居直っている。

1957年、米軍立川基地に立ち入ったデモ隊7人の裁判で、東京地裁（伊達秋雄裁判長）は次のように判決した「日本政府がアメリカ軍の駐留を許したのは指揮権の有無、出動義務の有無に拘らず、憲法第9条第2項前段によって禁止される戦力保持に当たり違憲である。」明快な判決である。一挙に、最高裁に持ち込まれ、最高裁（田中耕太郎長官）は「憲法第9条は主権国の自衛権を否定しておらず、…外国の軍隊は（憲法が）禁止する戦力に当たらない」として、違憲立法審査権の限界（統治行為論）を持ち出し破棄差し戻しを命じた。後日談があって、米公文書解禁（2008年）によって、当時の駐日米大使が藤山外務大臣に跳躍上告を持ちかけ、又田中耕太郎長官と密談に及んでいる。田中長官は「伊達判決は全くの誤り」と話したという（2011年解禁文書）。主権国家日本の司法が凌辱された事件、そして米軍駐留違憲判決の砂川事件・伊達判決として伝えられる。憲法の番人樽最高裁の存在と権威が、当時から、問われた。

1962年、北海道恵庭で兄弟二人が、自衛隊が演習着弾地点を知らせる約束に背いたため電信回線を切断した。自衛隊の違憲判断が論争されたが、札幌地裁は自衛隊の回線敷設が防衛用のものでないとして、無罪の判決を下し、その上で、自衛隊違憲判断を回避した。しかし、自衛隊違憲が大きな輿論になった。

ベトナム戦争の真只中、1969年、北海道長沼町で航空自衛隊ミサイル・ナイキ基地建設反対闘争が起こり、札幌地裁一審判決（福島重雄裁判長）は「『平和的生存権』を認め『自衛隊は違憲、保安林解除は違法』」とした。札幌高裁の二審では「統治行為論」により自衛隊の違憲性の判断を回避、一審を破棄、最高裁は裁判官の資格（青年法律家協会所属）を問題にして、自衛隊違憲性には一切触れず、上告を棄却した。この裁判にあっては、平賀地裁長官が申し立て却下をすすめる圧力をかけている（平賀書簡問題）。

1952年、朝鮮戦争のため、米軍は石川県内灘に長距離砲射場を設定、試射場は4年続いた。県民の大反抗は国民の大きな支援を受けた。学生の頃の事件として、ものを考える出発点となった。ここにも米軍による凌辱の姿があった。在日米軍基地の7割が集中する沖縄県下の米軍犯罪を、改めて、ここに並べる必要はないであろう。

横田総司令部を中心に、北は三沢から南は沖縄まで日本を縦断する米軍基地存在の異常、それは日本防衛とは、全くと言ってよいほどに、無関係で、全て米国の対中国・東アジア戦略を目的としている。行動範囲はさらにアジア全域・遠く東欧にまで及ぶ。

アメリカ軍駐留及び自衛隊の存在はいずれも、明確に、違憲の存在である。

7. 「非核三原則」と「密約」

日本人の最大関心事の一つ、日本国における米国駐留軍の核兵器装備に関して岸首相はそれを拒否することを表明（1957年）していた。また、持ち込みについては「事前協議」を必要とすることを米側と約束した。佐藤内閣は1967年、「持たず・作らず・持ち込まさず『非核三原則』」を打ち出し、国会決議がなされた。しかし、佐藤は1969年ニクソンとの間で有事の際の沖縄持ち込みを事実上認める「密約」を交わしていた（若泉敬1994年）。歴第の内閣総理大臣・外務大臣・官房長官はこの存在を知っていたが、「密約」の存在を否定し続けた。「配置・貯蔵」と「一時持ち込み」についての日米解釈の差を盾に、「事前協議」は一度も開かれていない。2000年米公文書解禁で、密約の存在が知られた以降も、日本国政府は、愚かにもまた恥知らずにも、その存在を否定し続けた。米国國務次官補は2009年にその存在を認め、「『非核三原則』は有名無実」と言い切った。2009年9月に至って、やっと、鳩山由紀夫内閣が就任後すぐ、「密約」調査に乗り出すことを約した。この経緯の中に、為政者による憲法蹂躪と法治国家にあるまじき為政者の実体が見られて残念である。鳩山内閣が約した調査事項だけでも、①1960年1月16日安保改定時の核持ち込み・②同、朝鮮半島有事の際の先頭作戦行動・③1972年沖縄返還時の有事の際の核持ち込み・④同、沖縄返還時の現状回復補償肩代わり 四項目に亘っている。これら以外にどれほどの密約が存在するか、すべてが明らかにされなければならない。

外交交換文書は条約と同じものとして扱われる。

「密約」といってもその事から逃れられない。「事前協議」を表に掲げながら、同時に裏で、それを無効にする約束を交わすことは破廉恥且つ国民と国会を完全に無視した反民主主義的した行為である。それは全国

民的な非核の願い、及び、悲願の沖縄返還（核抜き、本土並み）を踏みにじった行為である。加えて、度重なる追求に際して、虚偽の返答を繰り返してきたことは国民を愚弄し、国民の知る権利を奪った許されない行為である。日本国政府は何重にも国法を犯し、民主主義を蔑ろにした。

更に、毎日新聞記者（西山太吉記者）が1971年の沖縄返還協定に関わって、核の存在を事実上認めた「密約」の存在を知り、それを暴露した行為に対して、一審で無罪判決を得ながら、最高裁は機密事項漏洩による国家公務員法違反で有罪判決を言い渡した（1975年）。判決は、「密約」の有無に触れず、女性関係と機密漏洩を犯罪として判決した。ここでも、国民は知る権利を奪われ、「密約」を暴いた記者は、密約の有無が問われなくて、有罪の汚名を着た。新聞・週刊誌のほとんどが「密約」の報道を避け、問題から逃げて真実を報ぜざる責任を放棄したことは重大である。更に、女性関係のみをあげつらって読者を煽り、ジャーナリズム墮落の道にはっきりと踏み入った。両方共非難される。

8. 憲法違反の多くの事例

三菱重工23位、川崎重工38位、三菱電機57位、これはスエーデン国際平和研究所が報じた2012年度の武器売上総額世界トップ100社の順位である（米44社・欧州29社・中国不明）。民生の裏で軍事生産の憲法違反がまかり通っている。東電福島原発事故はそれまで一般に顕にされてこなかった原子爆弾と原子炉が双子の生まれであることを、一般に、はっきりと認識させた。原子力研究が平和目的に限られることを掲げられなければならない所以である。科学研究の軍事利用に関して、最近、宇宙開発基本法を改訂して、開発研究が平和目的に限られるという条項を削除した。大変憂慮される。

政治・社会生活の場では、朝鮮戦争に前後して、国家公務員のスト権が奪われた。下山事件・三鷹事件・松川事件が相次いで発生。為政者の側のフレームアップにより、社会不安を煽りたてた。直後、レッドパージの嵐が吹き荒れた。単独講和調印後、血のメーデー弾圧事件が起こり、破壊活動防止法制定が制定された。他方、小選挙区制のもとでは民意を歪んだ形でしか代表者の選出ができない状況が設定された。最も大切な機能が憲法を歪めている。新自由主義経済の下、労働者の最低賃金は先進資本主義国家群の中で比較して最下位であり、且つ、非正規労働を含め労働条件は劣悪である。又、社会の弱者に対する救済の手立てについて日本国の政治は極めて貧困で、且つ、冷酷である。朝日訴訟に象徴される如く、これも最下位をゆく。貧困と格差の隔たりが益々増大する。

9. おわりに

思いつくままに、しかし本質的と思える、市民の目から見た憲法違反の事例を挙げ考えた。為政者によって憲法が犯され続けているとも言える。その意味では、立憲国でありながら、日本国は凄まじいと思える状況にある。しかしそうであっても、日本国憲法の存在が、そしてそれを守る国民的努力と抵抗が、辛うじて、破滅的な状態から国民生活を防衛している。上述の事例だけからも、伝えられている現行憲法改変が齎す結果が如何なるものか、容易に推察できる。憲法成立の経緯を論じて、押しつけであるから自主憲法を求めて改訂するという論拠が如何に真意を隠した欺瞞であるか、恒藤恭は先に書いたように明快に喝破した。ここに再録する。「『現憲法を維持すべきか、明治憲法を復活すべきか』二者択一の問題である。」

憲法の条項に直接関わっているわけではないが、憲法のもとにある主権国家の経営として、次の懸念を記して稿を終える。

嘗ては米国の裏庭の防衛であり、今は、加えて、アジア経営の第一線の役割を担い、軍事のみならず経済的にも完全に従属している主権国家の姿に未来はない。

これだけ国際社会の関係が全地球的規模になっている中で、すなわち経済のグローバル化と、一国のみならず全地球をも破滅させるに十分な兵器を持った少数の大国の支配的運営が続き、そして、世界の食料・エネルギー及び環境破壊動向がこれほどに全世界的に関連し、すべての国にあって貧困と格差が増大する中で、一国の平和と安全は全地球的に連関している。このとき、主権国家の役割及び主権国家連合体としての国連の存在とその役割について、さらに深く考えさせられる。

憲法を生かして豊かな日本を

武田 潔

昨年4月、自民党は憲法改正草案を発表しました。安倍晋三首相は今年1月31日の参院本会議で、改憲について「まずは憲法第96条の改正に取り組んでいく」と述べ、発議要件の緩和を突破口にして改憲に突き進む考えを示しました。日本国憲法前文は、「日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民が享受する。これは人類普遍の原理であり、この

憲法は、かかる原理に基くものである。」と述べています。ここには主権在民、基本的人権の保障、そして戦争を再び繰り返さないという不戦平和の決意表明があります。ところが、自民党の憲法改正草案では現行憲法の前文を全文改正し、天皇を戴く国家、文化の継承、家族や社会における互助、活力ある経済活動について述べられているが、国際協調、不戦の誓いや平和的生存権についての記述はなく、戦前の時代に逆戻りする極めて保守的な前文です。また、憲法は最高法規ですが、これを規定するうえで大切なことは基本的人権の保障です。現行憲法第十章 最高法規、第九十七条「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」と規定されています。ところが自民党の憲法改正草案では全文削除されました。現行憲法は議会を通して一般国民に国政に参与させる立憲主義になっています。第99条には、天皇、国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は憲法を尊重し、擁護する義務を負うとされています。国民には義務を負わせていません。国民が主体になって憲法を制定し、国民が権力をしるための最高法規が現行憲法です。ところが自民党の憲法改正草案、第102条は、「全ての国民は、この憲法を尊重しなければならない。」とし、「国民を統治」する、国民に憲法を守らせる義務を負わせています。自民党憲法草案はまさに逆の立場で構成されています。

憲法公布後67年、国民の9条を守り、生かす運動によって憲法は改正されず、国際社会に受け入れられてきました。しかし、この間、警察予備隊は、保安隊になり、1954年には自衛隊になり、軍備は格段と増強されました。自衛隊の海外派遣、武器輸出三原則の緩和など明文改憲はされてないが、憲法改正の危機の現状にあります。2001年小泉政権はアメリカ合衆国がテロリストの攻撃を受けた後、アメリカ合衆国などがアフガニスタンに対して行うテロ掃討作戦を支援するため、「テロ特措法」を成立させ、2003年7月には、「イラク特措法」を成立させました。この法律によって自衛隊は国連安全保障理事会決議を踏まえた人道復興支援活動と安全確保支援活動を実施することが可能になりました。しかし、憲法9条があることによってアフガニスタン戦争を支援するために自衛隊を派遣した「テロ特措法」でも、「イラク特措法」でも、条文に「武力の行使に当たるものではない」と明記されています。

改憲勢力の最大のねらいは憲法第9条です。自民党の憲法草案は国防軍を創設し、集団的自衛権の行使、海外で戦争できる国にしようとしています。日本はアジア・太平洋地域において侵略戦争をしたことに対して反省し、

不戦平和の誓いをし、憲法を受け入れました。しかし、安倍首相は、日本軍「慰安婦」問題について軍の関与と強制を認めた「河野談話」の見直しを主張し、更に日本の植民地支配と侵略によってアジア諸国に多大の損害と苦痛をあたえたことに反省とお詫びを表明した村山首相談話を見直すことを主張しています。「慰安婦」問題見直しを主張していることについて、ニューヨークタイムスが「日本の歴史を否定する新たな試み」と題する批判の社説を掲載するなど、大きな国際問題になっています。韓国の朴槿恵（パク・クネ）大統領が今年の「三・一独立運動」の記念式典で、「日本はわれわれとパートナーになり、21世紀東アジア時代をともに導いて行くために、歴史を正しく直視し、責任を取る姿勢を取らなければならない。そのとき初めて、両国間に固い信頼が重ねられ、真の和解と協力も可能になるだろう。両国の未来世代にまで歴史の重荷を負わせてはいけぬ。われわれ世代の政治指導者の決断と勇気が必要な時だ。」（ソウル＝時事）と述べました。軍事同盟であった東南アジア条約機構（SEATO）は今では解散して無くなり、東南アジア諸国連合体（ASEAN）がイデオロギー対立を越え、政治・外交によって紛争の平和的解決に重要な役割を担っています。日本国民が日米安保条約を止め、軍事大国化を阻み、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、」（現行憲法前文）紛争を武力で解決しないという「平和憲法」を守り抜けばアジア諸国と真の信頼と友好関係を築くことができます。

新自由主義的構造改革は橋本龍太郎内閣の時に始まり、労働者派遣法が1985年に制定されました。小泉政権の時、製造業にまで派遣労働者の雇用ができるように改正され、働く人の賃上げ抑制と雇用破壊が進められました。その結果、雇用者に占める非正規雇用労働者は2012年35.2%になり、これまでにない最も高い割合になっています。昨年の週間就業時間が35時間以上の非正規の職員・従業員の男子の年収が100万円~199万円が34.5%、200万円~299万円が32.4%で、女性は100万円~199万円が57.0%でした。これが非正規で働く人たちの低賃金の実態です。国民の間ますます格差が広がりました。生活保護の受給者は昨年、212万人を越え、1995年の88万人と比べて2.4倍にも増加しました。雇用問題だけでなく、医療、介護、保育などの福祉や教育の貧困が社会問題になっています。憲法25条に、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と明記されている平和的生存権を保障する国造りを目指すべきです。「われらは全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と憲法前文に述べられているこの方向に経済を発展させることです。政治は、国民が選んだ代表が国民のために行うのであって、企業のために行なうではありません。9条を変えさせない運動を展開している「9条の会」は全国に広がり、7,500を超える状況にあります。さらに草の根の対話、学習会などの活動を広げるとともに、政治信条や政治的立場を越え、国民の大同団結で憲法改正できない情勢をつくらうではありませんか。

(2013.3.25.)

関連団体の活動

- ☆ 5月3日(金) 10:30~15:30 **憲法フェスティバル** / 水戸市千波公園 はなみずき広場
[記念講演] 13:30~ 前泊 博盛 氏 「基地・オスプレイはいらない」、その他
- ☆ 5月12日(日) 13:30~17:00 第2回大震災・原発事故シンポジウム / 大穂交流センター
~今私たちは何をなすべきか~ (資料代1000円)
- ☆ 5月26日(日) 14:00~16:00 憲法九条土浦の会8周年記念講演 / 土浦市民会館大ホール
中村 哲 医師 「アフガンからの報告 ~日本の平和憲法が生きた国際貢献~」
入場料 大人:1000円(当日1300円) 高校生:300円

事務局だより

- ◎ ニュースの原稿を募集しています。
1000~1500字程度でお願いします。
- ◎ 「会」へのお問い合わせは
安田公三 : TEL/Fax : 029-847-3884
武田 潔 : e-mail: kiyogeta@yahoo.co.jp

これまでの賛同者数 827名

2013年3月31日現在

本会では「筑波研究学園都市研究所・大学9条の会アピール」への賛同署名をお願いしています。
<http://peace.arrow.jp/tsc/>
にアクセスして下さい。